

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

◇告 示 昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号の一部改正
健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録
保安林予定森林にする旨の通知
解除予定の保安林にする旨の通知
保安林の解除予定
計量器の定期検査の実施
道路交通法による聴聞会の開催

◇公安告示
道路交通法による聴聞会の開催

告 示

鳥取県告示第四百七十一号

昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号（市町村別民生委員定数について）の一部を次のように改正し、昭和四十年十二月一日から施行する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表 市町村別民生委員定数表

鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩美郡	国府町	岩美町	福部村	八頭郡	船岡町	河原町	八東町	若桜町	用瀬町	
一八九	一四六	一一〇	六一	一八	一八	四八	一〇	二八	一五	二八	一九	二三	二一	
佐治村	智頭町	高気郡	鹿野町	青谷町	東伯郡	羽合町	泊村	東郷町	三朝町	関金町	北条町	大栄町	東伯町	赤碓町
一九	二八	三一	一四	三一	一七	一八	一八	一八	三三	一八	一八	二〇	四〇	二六
西伯郡	西伯町	会見町	岸本町	伯仙町	日吉津村	淀江町	大山町	名和町	中山町	中野郡	日南町	日野町	江府町	溝口町
二四	一一	一一	一七	一三	一五	二一	一八	二四	一五	三七	二六	二〇	二一	二一

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗
氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録の年月日

田淵美保加 米子市西福原 鳥葉 一六一 昭和四十年九月三日
谷澤 千尋 鳥取市東町 鳥医 一一四五 九月七日
福島 泰夫 米子市西町 〃 一一四六 〃

鳥取県告示第四百七十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字瀧ノ谷第二 一七二一一、字川茂山一七一五、
字中倉山一七一八、一七一九一、一七一九二、字柳谷一七二一一
から一七二一一三まで、字善四郎山一七三九一、一七四三、一七四四一
一、字中鉾尻り一七五七（国有林）、菅沢字寺床一二二〇一、字秋原
林二〇九三―四、二〇九三―四五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町久住字川東一〇七二一六・一〇七二一八・一〇七二一一〇・
一〇七二一一一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字水谷字稗山一〇一九一、一〇一九二、一〇一九一

三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、米子市の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査時刻	検査区域	検査場所
十月二十五日	午前十時から午後三時まで	米子市	米子市役所 彦名出張所
〃	二十六日	〃	崎津
〃	二十七日	〃	大篠津
〃	二十八日	〃	和田
〃	二十九日	〃	富益
十一月一日	〃	〃	夜見
〃	二日	〃	明道小学校
〃	四日	〃	〃
〃	五日	〃	〃
〃	八日	〃	〃
〃	九日	〃	〃
〃	十日	〃	〃
〃	十一日	〃	錦公園

// 十二日 //
 // 二十四日 // 明道小学校
 // 二十五日 午前十時から午後三時まで 計量器所在場所
 // 二十六日 午前九時三十分から午後三時まで 明道小学校

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年九月二十九日 午前九時から
 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）
 鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- | | | | |
|---|------------------|---------|-------|
| 1 | 東伯郡泊村大字園六九三 | 自動車等運転者 | 倉長 正善 |
| 2 | 八頭郡智頭町大字奥本六一の二 | 自動車等運転者 | 古田 健三 |
| 3 | 八頭郡智頭町大字郷原一二五 | 自動車等運転者 | 寺井 敬 |
| 4 | 八頭郡河原町大字和奈見三五四の一 | 自動車等運転者 | 前田 市郎 |
| 5 | 気高郡気高町大字重高八八 | 自動車等運転者 | 山本 初雄 |
| 6 | 気高郡気高町大字下原六五 | 自動車等運転者 | 森 稔 |

- | | | | |
|----|--------------|---------|-------|
| 7 | 鳥取市行徳三五七の一 | 自動車等運転者 | 平家 保輝 |
| 8 | 鳥取市白兔六一五の四 | 自動車等運転者 | 中垣 満 |
| 9 | 鳥取市野坂一二四 | 自動車等運転者 | 佐々木義久 |
| 10 | 鳥取市行徳三四四 | 自動車等運転者 | 西村 正 |
| 11 | 鳥取市賀露町一一三七の二 | 自動車等運転者 | 宮脇 光男 |
| 12 | 鳥取市古海八三七の三 | 自動車等運転者 | 駒井 輝高 |
| 13 | 鳥取市西品治 奥田方 | 自動車等運転者 | 中島 隆治 |
| 14 | 鳥取市賀露町一七〇三 | 自動車等運転者 | 柚上 勝行 |
| 15 | 鳥取市賀露町一七〇三 | 自動車等運転者 | 鳥飼 進 |
| 16 | 鳥取市掛出町二七の一 | 自動車等運転者 | 伊田 幸義 |

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む）】